

登録商標の権利保護に関する税関規則に係る
ミャンマー計画・財務省通知第 50/2023 号についてのご案内

2023 年 8 月 11 日

ミャンマー計画・財務省は、登録商標の税関登録に係る手続を規定した通知第 50/2023 号を 2023 年 7 月 14 日付けで発行しました。

税関登録申請

同通知によると、税関登録の申請者は登録商標の所有者または代理人（以下、商標権者）でなければならず、2023 年 4 月 1 日施行のミャンマー商標法（以下、2019 年商標法）に基づき登録された商標のみが税関登録を申請することができます。

商標権者は、同通知に附属する、主に以下の情報を記入した様式(1)を提出することで税関登録申請をおこなうことができます。

- 商標権者の名前、住所、登録番号、権利存続期間等の登録商標の情報
- 申請者の情報
- 製品の情報
- 正規代理店・正規輸入業者の情報
- 模倣品の識別に関する書類

申請書に必要な情報がすべて揃っている場合、申請日から 15 日以内に受理されます。一方、情報が揃っていない場合、申請者は 7 日以内の修正を求められます。申請が受理されると 2 年間登録され、満了日前の 30 日以内に 2 年間ずつ更新することができます。ミャンマー知的財産局（Myanmar IPD）でおこなわれた補正または取り下げは、3 営業日以内に税関に通知する必要があります。

差し止め命令

商標権者は、税関登録申請の有無に関わらず、模倣品がミャンマーに輸入された、される、またはされる予定であるという十分な証拠を提出できる場合、差し止め命令の発行を申請するこ

とができます。提供する情報が完全な場合、申請受理通知書が 30 日以内に発行され、商標権者は同通知書の発行日から 5 営業日以内に保証金を支払う必要があります。

税関が十分な根拠をもって輸入品が模倣品であると判断した場合、差し止め命令が発行され、当該物品はミャンマーへの入国が差し止めされます。税関は直ちに商標権者または税関登録申請者および輸入業者に差し止め命令について通知します。

なお、以下の輸入品は同通知の適用範囲外となります。

- デ・ミニミス品 (De-minimis goods)
- 積み替え貨物
- 積み戻し貨物
- 留置貨物
- 通過貿易貨物
- 公益または緊急事態のために必要な政府輸入貨物

何かご不明な点がございましたら、下記お問合せ先にご連絡下さい。

どうぞよろしくお願い致します。

お問合せ先：商標担当 加藤 (trademark@siasia.co.th)